

第4回「災害に強い森づくり（第3期対策）」事業検証委員会 議事要旨

- 1 日 時：令和元年12月26日（木）13:30～16:30
- 2 場 所：兵庫県女性交流会館 501会議室
- 3 出席者：安藤委員、石丸委員、大住委員、北原委員
服部委員、松浦委員、山瀬委員、山端委員
太田森林参事、谷口林務課長、金子治山課長、山口豊かな森づくり課長ほか

4 議事の概要

- (1) 第3回検証委員会の議事内容の確認等について
議事内容の確認及び議事録公開の確認
- (2) 整備効果の検証について
- (3) 「災害に強い森づくり」次期対策に向けた提言内容について
- (4) 「報告書」（素案）について
- (5) 県民緑税と森林環境譲与税について

5 主な意見

- (1) 第3回検証委員会の議事内容の確認等について

ア 用語（間伐と本数調整伐）

- ・ 間伐と本数調整伐の違いが説明できるのか。用語の使い方については慎重にお願いしたい。

イ 広葉樹苗木の生産体制と地域性

- ・ 生物多様性という視点からすると、（広葉樹には）母樹という概念がない。従来の（林業）種苗の概念と違うところから苗木をつくることになるため、水系など地域を限定して種子を採種し苗木を生産するなど、生物多様性という視点を少しでも入れるなら、それらの情報も含めて整理したほうがよい。

ウ 他の獣害対策事業との連携

- ・ 野生動物共生林整備事業の効果などを各事業間（緩衝帯、防護柵、捕獲）で連携して、総合的な効果を住民や事業に関係する公務員でも共有できるような場をつくっていただければよい。

- (2) 整備効果の検証について

ア 緊急防災林整備（斜面对策）

- ・ 「土留工設置によりシダ類など下層植生が豊かになることを確認」とあるが、土留工やその周辺からシダが発生したのか。
- ・ シダの発生において、土留工そのものに非常に効果があることを強調されてもよい。

イ 里山防災林整備

- ・ 伐採後の年数別の根系・引き抜き抵抗力の関係式（コナラ）では、伐採再生後3年の場合は、枯死したものも、そうでないものも合わせての回帰式なのか。
- ・ 実用的には、枯死したものとそうでないものを合わせたこの式でよい。

ウ 里山防災林整備 アンケート調査結果

- ・ 防災と減災について、用語の使い分けはあるのか。
- ・ アンケート（複数回答可）の母数を確認すべき。それぞれの項目に対して、何%ぐらいの住民が実践したのかという割合を示す方が適切だと思う。
- ・ 減災活動支援がどのような内容を指すのか、明記されたほうがよい。

エ 住民参画型森林整備

- ・ 「事業効果検証の概要」には「危険木や竹林の伐採を実施し、集落の安全が確保」とあるが、ものすごく安全が確保されたという状況に受け取ってしまうので表記を工夫されたい。

(3) 「災害に強い森づくり」次期対策に向けた提言内容について

ア 背景と今後の提言に向けた考え方について

- ・ 「野生鳥獣による農林水産被害額の推移」のグラフの注釈で「生息域、生息数の増加により被害が拡大」では、大幅に被害が拡大してきているように思われる。減っている地域もあるが、分布区域が拡大して新たな被害集落が出てきているように記載したほうがよい。
- ・ 「スギ、ヒノキの人工林や広葉樹林の資源量」とあるが、「材積」か「現存量」として、また、「照葉樹林化（2次林）」を「照葉二次林化」としたほうがよい。

イ 都市山防災林整備の今後の対策

- ・ 阪神大震災では落石型の崩壊が多かったことを考えると、落石防止林について、森林としての効果を最大限引き出すような方策をとったほうがよいのではないか。

ウ 針葉樹林と広葉樹林の混交整備の拡充対策

- ・ 高齢林という言葉はこれまでも使っており、一般にも広まっているため、今後も使っていくと思うが、基本的に高齢林という用語は、生態学的とか環境的な意味が含まれない、極めて林業的なものである。環境関係では、高齢という言葉を使う必要はなく林齢に関わらず緊急性が高ければ、整備、伐るということでよい。

エ 野生動物共生林整備の拡充対策

- ・ それぞれの鳥獣対策事業の採択前に集落選定会議をするなど、選定の段階から県関係部署が連携をしていく制度をつくることを検討いただきたい。

オ 緊急防災林整備（溪流対策）の拡充対策

- ・ 模型水路実験の結果を次期対策に技術的にどう活かしていくのか、また、その行程も教えてほしい。

(4) 「報告書」（素案）について

- ・ 報告書の構成案について異論はない。

(5) 県民緑税と森林環境譲与税の違いについて

- ・ 県民緑税と森林環境譲与税の違いの説明は、しっかりと整理されており、十分に理解できる。県民緑税は、出発点に台風の問題があったところから始まって、地域の防災に対する対応として使われている。森林環境譲与税は、林業活動ができなくなったのをどうするのかというところからきているので、大きな違いがある。
- ・ 森林環境譲与税は、生態系の維持、あるいは生物多様性を含めた環境としての森林の維持というのが目的にある。間伐も大事であるが、どういう森林をつくっていくのか地域で考え、そのための人づくり、技術の普及も大きな問題である。

(6) まとめ

- ・ これまでの検証委員会の経過を総括すると概ね次のとおり提言できるのではないか。

1 点目は、平成18年度から3期14年間に亘って実施してきた災害に強い森づくりは、現地等での効果検証の結果、いずれの事業も高い効果が発揮されている。また、5年ごとに事業効果検証を行い新たな課題にも対応するなど、順応的管理により成果を上げている。

2 点目は、災害リスクが高まっている中、これまでの成果を活かしつつ、災害に強い森づくりを今後も継続していくことが妥当ではないかと考える。

3 点目は、森林環境譲与税が創設されたことに伴い、県民緑税は今後の森林の防災機能の強化に活用していくこととして、用途を明確に区分し、説明責任を果たしつつ、両税を活用して森林の整備保全を進めていく必要がある。